平成２９年（フ）第１６０号
大阪府泉大津市旭町７番15―606号
債務者　木野　一郎
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
大阪府和泉市王子町２丁目４番９号
債務者　西脇まり子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
大阪府岸和田市春木泉町10番15号
債務者　鈴木　元盛
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４３８号
札幌市厚別区厚別中央４条４丁目１番４号
債務者　福居　勝也
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６９号
札幌市白石区菊水元町２条２丁目６番６―801号
債務者　田中　典子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９２号
札幌市白石区栄通６丁目10番６号　２階
債務者　瀬上　祐輔
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６２０号
札幌市白石区北郷７条９丁目９番19号
債務者　森　　朋子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３号
北海道稚内市中央２丁目９番５号
債務者　中井　壽子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第３８号
釧路市駒場町11番126号　駒場団地Ｓ７―0126号室
債務者　青柳　　勇
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第７２号
北海道川上郡弟子屈町美里５丁目１番17―２号
債務者　宮脇　博幸
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２８号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割15番地172
債務者　菅原　咲映
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５３号
盛岡市東松園４丁目13番１―514号
債務者　髙橋　正樹
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６２号
盛岡市三本柳５地割33番地27　エクセル都南201号
債務者　和田　照子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８４号
盛岡市清水町３番17―608号
債務者　菊地　　蘭
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３１号
千葉県銚子市南小川町4105番地の２
債務者　髙橋きみ子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９８号
住民票上の住所　相模原市緑区下九沢299番地15
債務者　日下　章子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第９７号
静岡県伊豆の国市富士見928番地の１　セジュール杉山201号
債務者　佐野　宏美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
大阪府河内長野市西片添町６番２号、営業所大阪府河内長野市木戸西町３―２―３―39
債務者　ハクジュプラザ千代田店こと　佐々木　修
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係